

市有財産の一般競争入札による売払いに関する募集要領

令和7年2月

沼津市財務部資産活用課

市有財産の一般競争入札による売払いに参加を御希望の方は、
この募集要領を御確認のうえ、お申込みください。

目 次

- 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 売払いの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～6
- 物件調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～12
- 入札心得書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～17

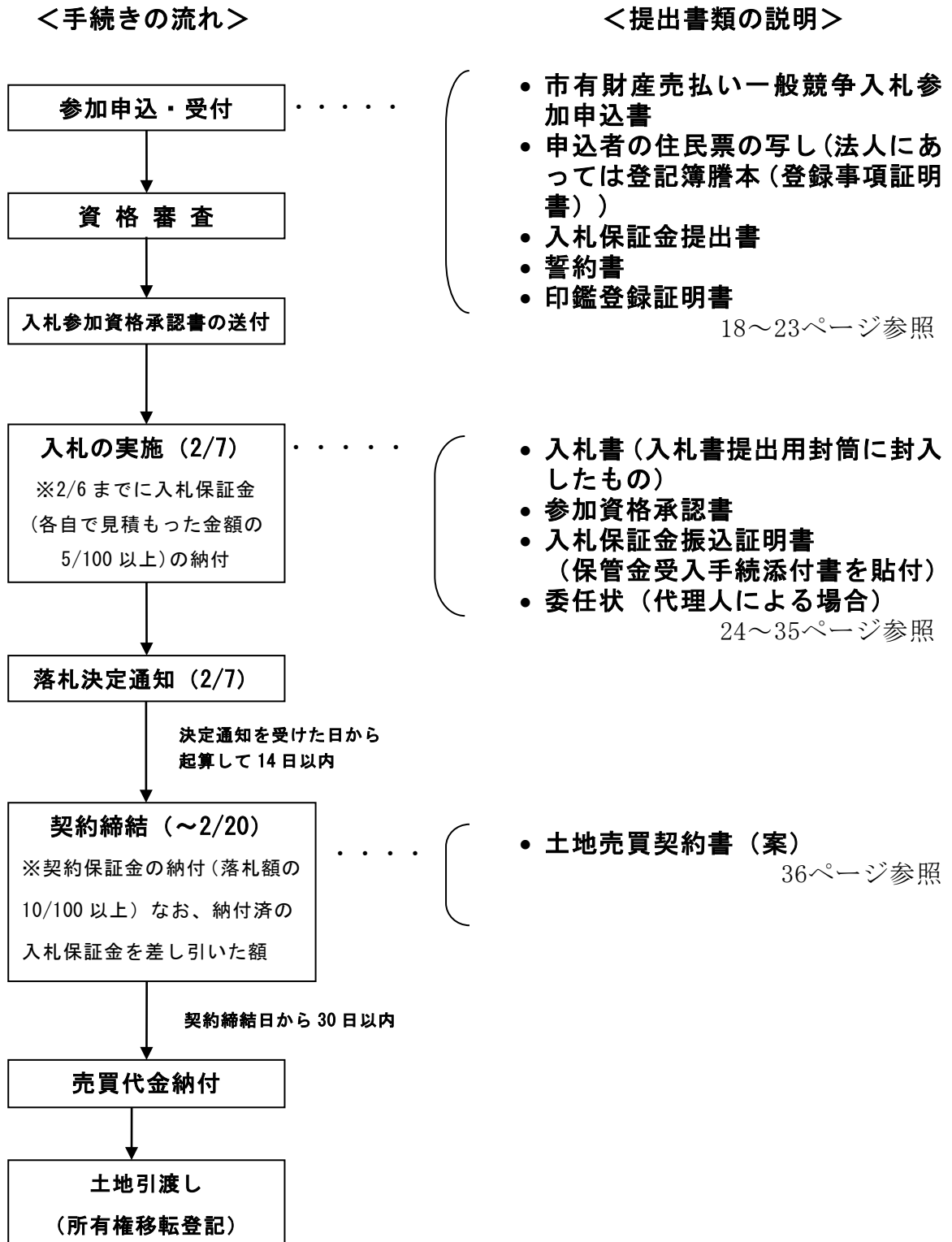
[各様式] ※記入例含む

- ◎ 市有財産売払い一般競争入札参加申込書（第1号様式）・・・・ 18・19
- ◎ 入札保証金提出書（第2号様式）・・・・・・・・・・・・ 20・21
- ◎ 誓約書（第3号様式）・・・・・・・・・・・・・・ 22・23
- ◎ 振込依頼書等（第4号様式）・・・・・・・・・・・・ 24～27
- ◎ 入札書（第5号様式）・・・・・・・・・・・・・・ 28～30
- ◎ 入札保証金振込証明書（第6号様式）・・・・・・・・ 31・32
- ◎ 委任状（第7号様式）・・・・・・・・・・・・・・ 33・34
- ◎ 入札書提出用封筒の作り方・・・・・・・・・・・・ 35
- 市有財産売買契約書（案）・・・・・・・・・・・・ 36

◎＝入札に必要なとなる書類の様式です。

手続きの流れ

入札申込から物件引渡と所有権移転登記までの流れは、次のとおりです。



売払いの概要

1 入札により売払う市有財産

入札により売払う市有財産は、以下のとおりです。詳細については、7ページからの物件調書を御覧ください。

(土地)

物件番号	物件の所在	登記地目	地積	予定価格
6-4	沼津市本田町197番22	宅地	945.81㎡	73,300,000円
6-5	沼津市東熊堂字辻畑51番39	宅地	58.20㎡	3,880,000円

注 予定価格は、当該物件における最低売払価格であるので、予定価格未満での入札は無効とします。

2 入札参加者の資格

入札は、原則として個人・法人を問わず参加できます。ただし、入札に参加できない場合もありますので、詳しくは、13ページからの入札心得書の第3条（入札参加資格）を御覧ください。

3 売却後の用途の制限

入札対象物件の売却後、次の各号に掲げる用途に供することはできません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者並びにその他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する事務所又はその他これらに類するものの用途
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業及びこれらの業の利便を図るための用途

4 入札参加申込書の受付期間、場所等

入札参加申込みは、必ず受付期間内に行ってください。期間が過ぎてからの提出では、入札に参加できません。

申込みは、18ページの市有財産売払い一般競争入札参加申込書（第1号様式）を使用し、入札心得書第4条第1項に示す書類を提出してください。

(1) 受付期間

令和7年1月8日（水）から令和7年2月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

沼津市財務部資産活用課（沼津市役所3階）

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号

(3) 受付方法

持参又は郵送により提出してください（ファックス及び電子メールによる受付はできません）。

郵送による提出は、必ず郵便書留で受付期間内に受付場所に到着するようにしてください。

5 入札の日時等

(1) 入札の日時及び場所

①日 時 令和7年2月7日（金）時間は次のとおり

物件区分	6-4	6-5
時 間	9時30分	10時00分

②場 所 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所3階 入札室

※入札執行の時間に遅れた場合は「応札なし」となり入札に参加できません。

御注意下さい。

(2) 入札方法

本人又はその代理人が、入札書を提出してください（代理人が入札に参加する場合は、委任状（第7号様式）が必要になります）。なお、入札書は、28ページの入札書（第5号様式）を使用し、入札心得書第6条に示す書類も一緒に提出してください。

入札書の提出後、入札の取消及び入札書の記載事項の変更はできません。

※入札に必要な提出書類は、「入札心得書」、「入札書提出用封筒の作り方」を必ず読み記入、作成してください。記入の仕方が異なる場合は入札が無効になります。

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額

入札に参加される方は、**各自の見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金**（現金）を振込依頼書等（第4号様式）により、令和7年2月6日（木）までに、最寄りの金融機関から沼津市指定の口座に振込んでください。

振込依頼書等（3枚1組）

- ・市有財産一般競争入札保証金 **振込依頼書（兼入金伝票）**
- ・市有財産一般競争入札保証金 **保管金受入手続添付書**
- ・市有財産一般競争入札保証金 **振込金（兼手数料）受取書**

※入札保証金の計算例

見積入札金額1,000万円の場合

$1,000\text{万円} \times 5 / 100 = \mathbf{50\text{万円}}$ 以上となります。

(2) 入札保証金の充当

落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当したうえで売買代金に充当するものとします。

(3) 入札保証金の返還

落札者以外の方が納付した入札保証金は、落札者決定後、入札申込者が指定した口座に振込みます。

7 入札の無効

入札の無効事由に該当しないよう、御注意下さい。なお、詳細は入札心得書第8条（入札の無効）を御覧ください。

8 契約手続

開札により落札者が決定したときは、直ちに口頭で落札決定を通知します。契約手続に関する通知は、別途郵送で送付します。

(1) 契約の締結期限

契約締結期限は、令和7年2月20日（木）まで（落札決定の通知を受けた日から起算して14日以内）となります。

契約締結は、沼津市が落札された方とともに、契約書に記名・押印したときに確定します。

※期限内に締結しない場合において、入札保証金は、沼津市に帰属します

。

(2) 契約保証金

契約締結と同時に売買代金を全額納付する場合以外は、契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を納付してください。

納付していただく額は、上記必要な契約保証金の額から納付済みの入札保証金を差し引いた額となります。

なお、契約保証金は、売買代金に充当するものとします。

(3) 売買代金

売買代金は、契約締結日から30日以内に、沼津市が発行する納入通知書により納付をしていただきます。

納入通知書により納付していただく額は、売買代金から納付済みの契約保証金を差し引いた額となります。

※期限内に納付しない場合において、契約保証金は、沼津市に帰属します

。

9 所有権の移転登記

売買代金の納付後、沼津市が所有権移転登記を行います。

※登記に必要な登録免許税（収入印紙）は、落札者の負担となります。

必要書類

- ・契約者が個人の場合は、住民票の写し
- ・契約者が法人の場合は、法人登記簿謄本（登記事項証明書）
- ・登録免許税額（収入印紙）

土地：不動産の固定資産税評価額（契約金額ではない）の1,000分の15

10 その他注意事項

- 物件調書の記載事項については、令和7年2月1日時点における一般的な調査内容を記載したものです。現時点で変更されている場合がありますので、必ず入札参加者ご自身において現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。
- 物件の引渡しは現況有姿となります。物件敷地内のすべての工作物（フェンス、木柵、擁壁、舗装等）や樹木等が含まれます。物件調書と現況に差異が生じている場合は現況が優先し、契約後の物件引渡しも現況有姿で行われます。
- 物件に越境物がある場合についても、現況のままでの引渡しとなります。市は、越境関係を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。
- 各種供給処理施設（電気・上下水道・ガス等）の利用にあたっては、各供給事業者等と十分に協議してください。なお、利用にあたって必要な工事等については、買受人の負担において行っていただきます。
- 物件の利用制限等については、各自で関係機関等に御確認ください。
- 入札心得書や物件調書など、本募集要領の記載事項はよく読んでください。入札参加者は、本募集要領を熟知し、全ての募集内容について了承しているものとみなします。

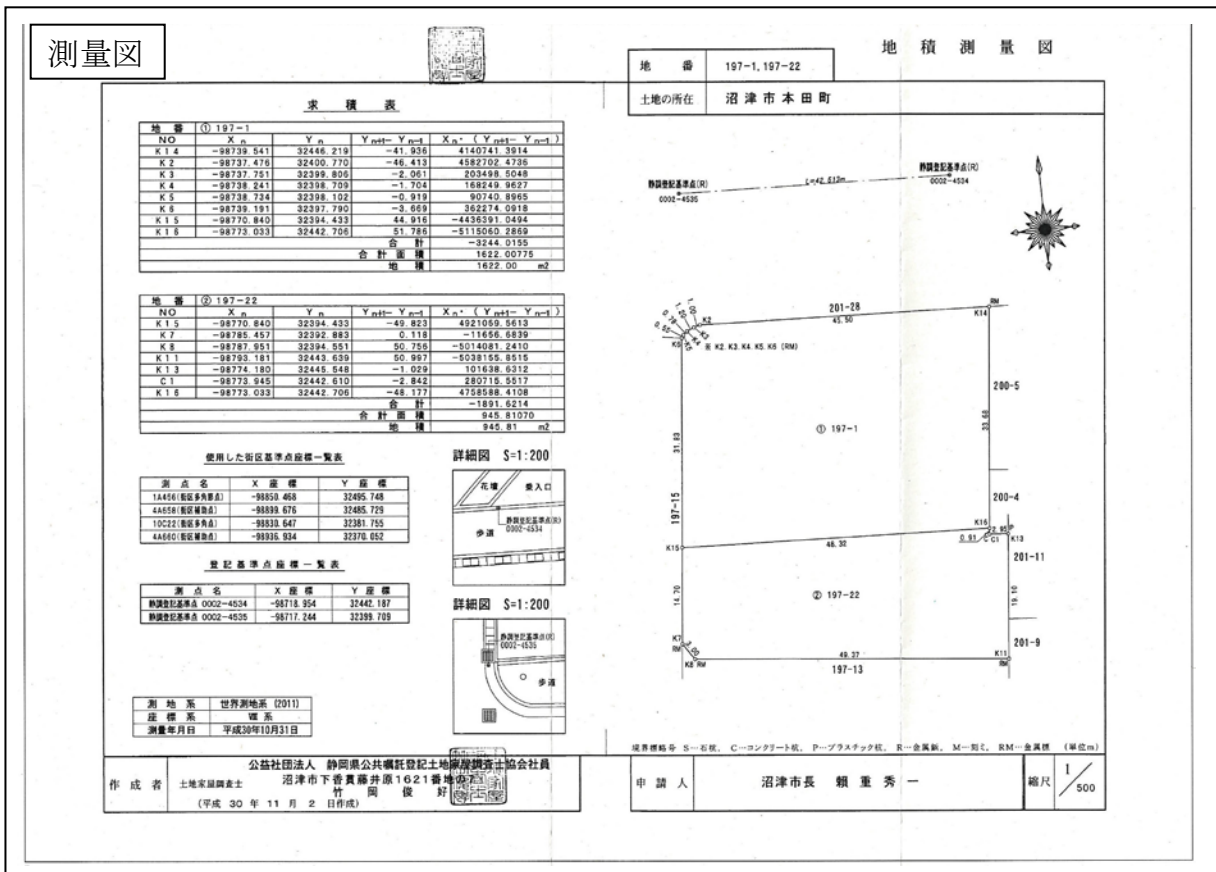
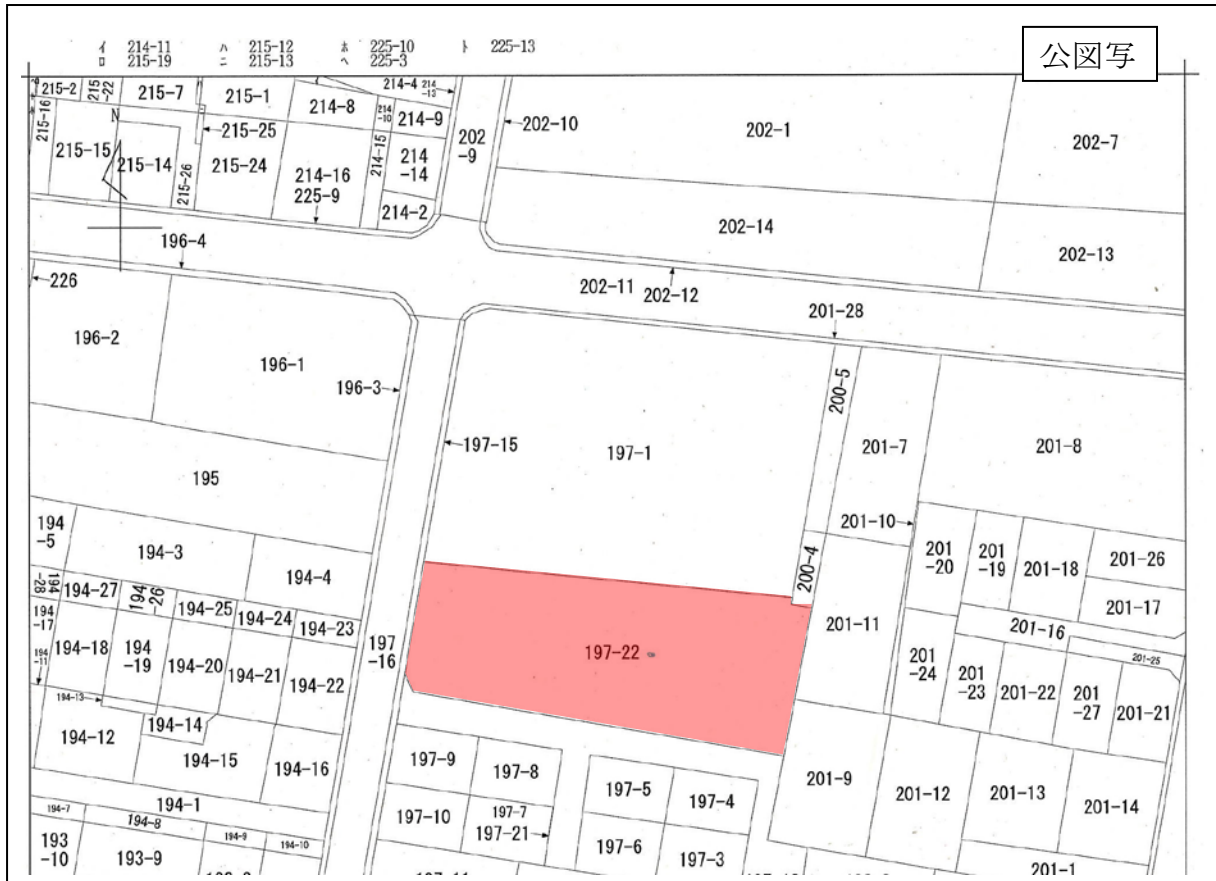
物 件 調 書 物件番号 6-4

所在地		沼津市本田町197番22			
地積		945.81㎡	地目	宅地	
接続道路		西側幅員約7.2m舗装市道(30518号線)、南側幅員約4.1m舗装市道(30512号線)			
法令制限	都市計画区域	市街化区域		建ぺい率	100%
	用途地域	近隣商業地域		容積率	200%
	防火地域	準防火地域	その他		
施設 設備状況				事業所名	電話番号
		電気	引込可	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001
		上水道	引込可	沼津市水道部	055-934-4853
		下水道	引込可	水道サービス課	
		都市ガス	引込可	静岡ガス(株)東部支社	055-927-2811
※ 引込工事等の詳細については、上記事業者にお問合せください。					
交通機関 (道路距離)	鉄道	JR東海道線(沼津駅)		約1.0km	
	バス	「本田町」バス停		約200m	
公共施設 (道路距離)	市役所等	—			
	小学校	沼津市立開北小学校		約280m	
	中学校	沼津市立第五中学校		約2.0km	



《注意事項》

- ・ 物件調書の記載事項については、一般的な調査内容を記載したものですので、現時点で変更されている場合があります。各自で現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。
- ・ 物件の引渡しは現況有姿となります。敷地内のすべての工作物（フェンス、木柵、擁壁、舗装等）や樹木等が含まれます。物件調書と現況とに差異が生じている場合は現況が優先し、契約後の物件引渡しも現況有姿で行われます。既存の工作物等の撤去、処分等は買受人の負担となります。
- ・ 物件に越境物がある場合についても、現況のままでの引渡しとなります。市は、越境関係を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。この場合の必要な措置は、買受人の負担となります。
- ・ 各種供給処理施設（電気・上下水道・ガス等）の利用にあたっては、各供給事業者等と十分に協議してください。なお、利用にあたって必要な工事等については、買受人の負担において行っていただきます。
- ・ 隣接地は以下のとおりとなっています。
 - 北側：3 F 営業所および2 F 倉庫
 - 南側：市道 30512 号線
 - 東側：2 F 戸建住宅
 - 西側：市道 30518 号線
- ・ 対象地南西部に地域のゴミステーションが設置されていますが（令和6年12月時点）、令和6年度中に移動することで地元自治会と調整済みです。

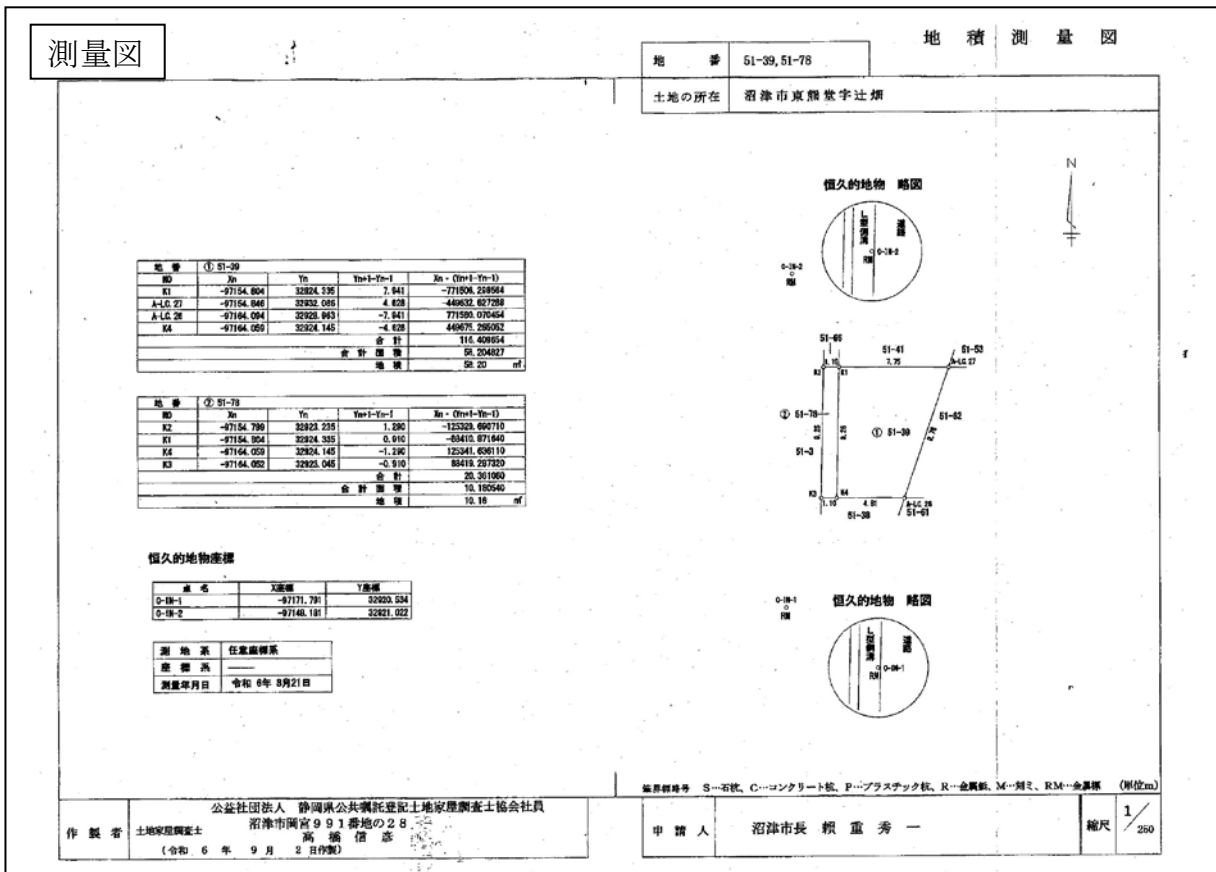
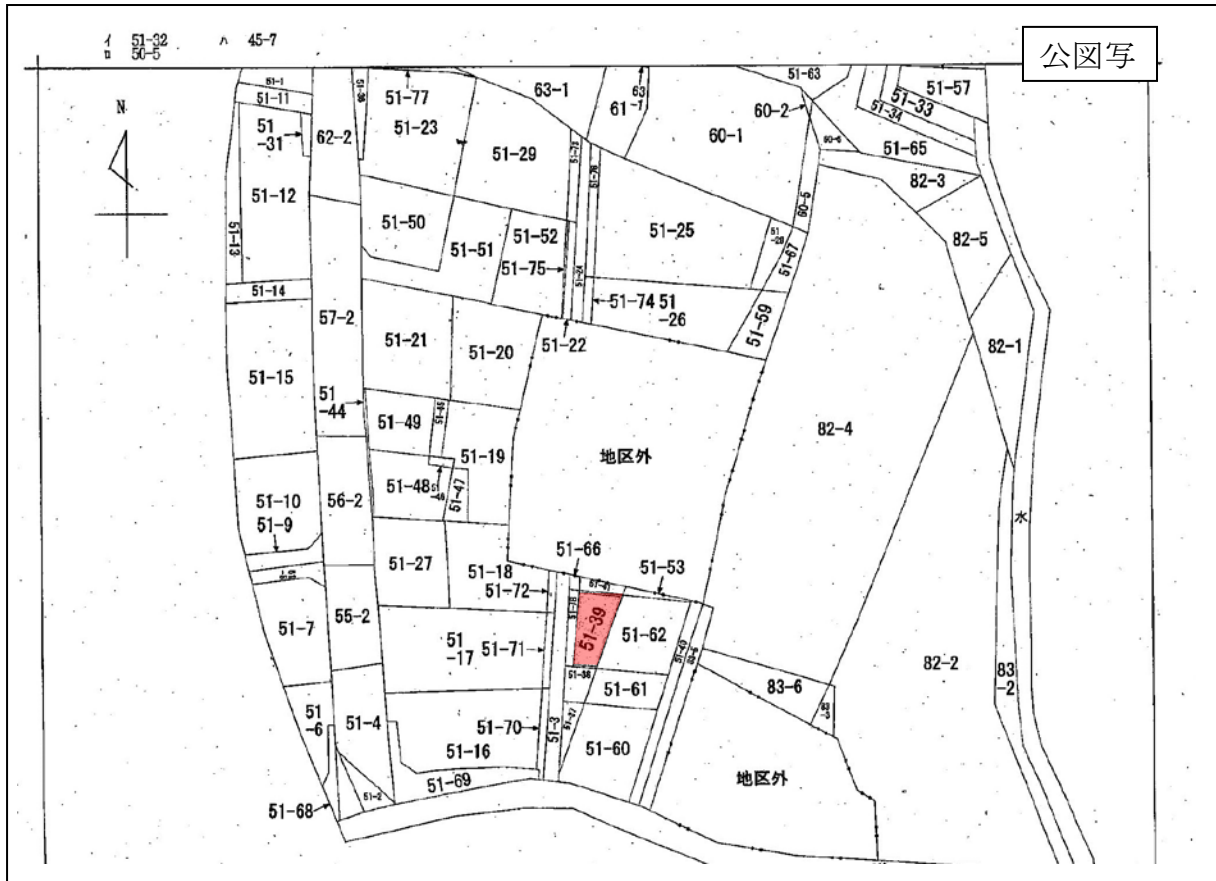


物 件 調 書 物件番号 6-5

所在地		沼津市東熊堂字辻畑51番39		
地積		58.20㎡	地目 宅地	
接続道路		西側幅員約3.4m舗装市道(道路法認定外道路)		
法令制限	都市計画区域	市街化区域		
	用途地域	第1種住居地域		
	防火地域	防火指定なし	その他	
施設 設備状況			事業所名	電話番号
	電気	引込可	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001
	上水道	引込可	沼津市水道部	055-934-4853
	下水道	引込可	水道サービス課	
	都市ガス	引込可	静岡ガス(株)東部支社	055-927-2811
※ 引込工事等の詳細については、上記事業者にお問合せください。				
交通機関 (道路距離)	鉄道	JR東海道線(沼津駅)	約2.4km	
	バス	「公会堂前」バス停	約400m	
公共施設 (道路距離)	市役所等	—		
	小学校	沼津市立金岡小学校	約550m	
	中学校	沼津市立金岡中学校	約1.5km	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">現地周辺</div>				

《注意事項》

- ・ 物件調書の記載事項については、一般的な調査内容を記載したものですので、現時点で変更されている場合があります。各自で現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。
- ・ 物件の引渡しは現況有姿となります。敷地内のすべての工作物（フェンス、木柵、擁壁、舗装等）や樹木等が含まれます。物件調書と現況とに差異が生じている場合は現況が優先し、契約後の物件引渡しも現況有姿で行われます。既存の工作物等の撤去、処分等は買受人の負担となります。
- ・ 物件に越境物がある場合についても、現況のままでの引渡しとなります。市は、越境関係を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。この場合の必要な措置は、買受人の負担となります。
- ・ 各種供給処理施設（電気・上下水道・ガス等）の利用にあたっては、各供給事業者等と十分に協議してください。なお、利用にあたって必要な工事等については、買受人の負担において行っていただきます。
- ・ 隣接地は以下のとおりとなっています。
 - 北側：2F戸建住宅
 - 南側：沼津市有地
 - 東側：擁壁（売却対象地は法上）
 - 西側：道路法認定外道路



入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得書は、市有財産の一般競争入札による売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札参加者の責務)

第2条 入札への参加を希望する者は、この入札心得書のほか、市有財産の一般競争入札による売払いに関する募集要領（以下「募集要領」という。）の記載事項を熟知のうえ、入札に参加しなければならない。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加する資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない法人又は個人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (4) 沼津市が行った普通財産の売払いに関し、正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者で、その事実があった日から2年を経過しない者
- (5) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を現に受けている、又は受けたことのある団体又はその代表者、主催者若しくはその構成員
- (7) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する沼津市職員

(入札参加申込)

第4条 入札への参加を希望する者は、沼津市が指定する日までに、次に掲げる書類を沼津市財務部資産活用課に提出しなければならない。

- (1) 市有財産売払い一般競争入札参加申込書（第1号様式）

- (2) 住民票（法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）の写し
 - (3) 第1号に規定する申込書押印の印鑑登録証明書
 - (4) 入札保証金提出書（第2号様式）
 - (5) 誓約書（第3号様式）
- 2 前項の規定による提出は、持参又は郵送の方法によるものとし、ファクシミリ、電子計算機等を利用した方法は、これを認めない。
- 3 前項の規定に基づき、郵送の方法により提出する場合にあっては、書留郵便によって沼津市が指定する日の午後5時までに、沼津市財務部資産活用課に到着させなければならない。

（入札保証金）

- 第5条 入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を、沼津市が指定する日までに振込依頼書（第4号様式）により納付しなければならない。
- 2 入札保証金は、落札者に対しては落札者の申出により契約保証金に充当するものとし、落札者以外の者に対しては入札終了後にこれを還付するものとする。
- 3 入札保証金には、利息を付さない。

（入札等）

- 第6条 入札に参加する者は、沼津市が指定する入札期間及び入札場所において、次に掲げる書類を持参して入札しなければならない。
- (1) 入札書（一般競争入札）（第5号様式）
 - (2) 入札参加資格の審査結果通知書の写し又は身分証明書
 - (3) 入札保証金振込証明書（第6号様式）（金融機関等の領収印が押印された保管金受入手続添付書が貼付されたもの）
 - (4) 委任状（第7号様式）（代理人が入札を行う場合）

（入札書の記入等）

- 第7条 入札書は、黒インクの万年筆又はボールペンを使用して記入しなければならない。
- 2 入札書には、入札に参加する者の住所、氏名（法人の場合にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）及び入札する金額（算用数字）を記入し、実印（法人の場合にあっては、代表者印）を用いて押印しなければならない。
- 3 代理人によって入札を行う場合には、前項の規定により記入及び押印した入札書に、代理人の住所及び氏名の記入並びに押印をしなければならない。
- 4 入札書は、入札に参加する者の住所及び氏名（法人の場合にあっては、所在地、名称及

び代表者の氏名)を記入した封筒に入れて封かんし、沼津市の担当者の指示に従い、入札会場に設置された入札箱に投入しなければならない。

5 前項の規定により投入した入札書は、これを書替え、引換え又は撤回することができない。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 第3条に規定する入札参加資格のない者
- (2) 入札保証金を指定の日までに納付しなかった者又は指定の額に満たない者
- (3) 委任状を提出していない入札参加者の代理人
- (4) 指定した入札期間及び入札場所において入札をしなかった者
- (5) 記名押印のない入札をした者
- (6) 訂正した価格により入札をした者
- (7) 金額その他の事項について、認知しがたい記載をした者
- (8) 沼津市が設定する予定価格未満の入札をした者
- (9) 入札に関し不正行為を行ったと認められる者
- (10) 入札物件1件につき2以上の入札をした者
- (11) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者
- (12) 入札物件1件につき2人以上の入札者の代理人となって入札した者
- (13) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札をした者

(開札)

第9条 開札は、入札の終了後直ちに、入札場所において入札者を立ち合わせて行う。ただし、入札者が開札に立ち会わないときは、入札に関係のない沼津市の職員を立ち合わせて開札を行う。

(落札者の決定)

第10条 落札者は、沼津市の設定する予定価格以上であり、かつ、最高の金額を入札した者とする。

2 沼津市の予定価格以上であり、かつ、最高の金額を入札した者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。ただし、くじを引かない者があるときは、入札に関係のない沼津市の職員に代わりにくじを引かせるものとする。

3 前項ただし書の場合において、関係者は、異議の申し立てをすることができない。

4 入札結果は、全ての入札を対象とし、開札の場においてその内容を直ちに口頭で公表す

るものとする。

(落札の通知)

第11条 前条の規定により落札者が決定したときは、当該落札者に対し、直ちに口頭で落札の決定を通知する。なお、落札した物件に係る売買契約（以下「契約」という。）の締結について必要な事項は、別途郵送により通知するものとする。

(契約の締結)

第12条 落札者は、前条の規定による落札の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を含む。）に、沼津市と当該落札物件の売買契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると沼津市が認めたときは、当該期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないとき又は第8条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該落札は、その効力を失う。この場合において、第5条第1項の規定により納付された落札者の入札保証金は、沼津市に帰属するものとする。

3 落札者は、契約関係書類の作成に当たっては、実印を用いなければならない。

(契約保証金)

第13条 前条の規定による契約の締結に係る契約保証金は、売買代金の100分の10以上の額とする。ただし、契約の締結に際し売買代金が即納される場合には、第5条第2項の規定により入札保証金を契約保証金に充当した額で満たない部分の契約保証金については、免除する。

2 契約保証金は、落札者の申出により売買代金に充当するものとする。

(売買代金の納付)

第14条 落札者は、売買代金（前条の規定により契約保証金を売買代金に充当後の残額）を、沼津市が発行する納入通知書により、第12条の規定による契約締結の日から30日以内に納付しなければならない。納付がない場合において、第13条第1項の規定により納付された落札者の入札保証金は、沼津市に帰属するものとする。

(契約の解除)

第15条 沼津市は、第12条の規定による契約締結後において、落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 当該契約に関する不正の事実が判明したとき。

(2) 法令、本心得書若しくは当該契約に違反したとき。

(所有権移転登記と公租公課)

第16条 売買物件に係る所有権移転登記の手続きは、第14条の規定による売買代金の納付後、落札者の請求により沼津市が行うものとする。

2 前項の規定による所有権移転登記の手続きに要する不動産登録免許税及び所有権移転登記後の公租公課その他必要な費用は、落札者が負担する。

(契約不適合責任)

第17条 落札者は、第12条の規定による契約の締結後、売買物件に面積の不足その他契約の内容に適合しないこと（地中埋設物、地質、土壌汚染等を含むがこれらに限らない。）を理由とする履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。

(入札結果の公表について)

第18条 入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者（法人又は個人の別）を公表するものとする。

2 沼津市は、本件入札に関し、沼津市情報公開条例（平成12年条例第37号）に基づく開示請求がなされた場合において、必要があると認めるときは、落札者に関する情報を開示するものとする。

第1号様式

令和 年 月 日

(宛先) 沼津市長

申込人 住所

氏名 ⑩
(名称・代表者名)

電話番号

市有財産売払い一般競争入札参加申込書

市有財産の一般競争入札による売払いに関する募集要領の記載内容を承諾のうえ、入札参加を申し込みます。

参加を希望する物件の参加希望欄に○を記入↓

物件番号	物件の所在	種類	参加希望
6-4	沼津市本田町197番22	土地	
6-5	沼津市東熊堂字辻畑51番39	土地	

※ 添付書類



- ・申込者の住民票の写し(法人の場合は法人登記簿謄本(登記事項証明書))
- ・入札保証金提出書(第2号様式)
- ・誓約書(第3号様式)
- ・本書押印の印鑑登録証明書

共有名義で入札する場合の記載例

第1号様式

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 沼津市長

申込人 住所 **〇〇市△△町××番地**
持分2/3 沼津太郎 
氏名 **〇〇市△△町××番地**
持分1/3 沼津次郎 
(名称・代表者名)
電話番号 *****-***-******

実印で押印

市有財産売払い一般競争入札参加申込書

市有財産の一般競争入札による売払いに関する募集要領の記載内容を承諾のうえ、入札参加を申し込みます。

※6-4に申し込む場合

参加を希望する物件の参加希望欄に○を記入↓

物件番号	物件の所在	種類	参加希望
6-4	沼津市本田町197番22	土地	○
6-5	沼津市東熊堂字辻畑51番39	土地	

※ 添付書類

- ・申込人の住民票の写し(法人の場合は法人登記簿謄本(登記事項証明書))
- ・入札保証金提出書(第2号様式)
- ・誓約書(第3号様式)
- ・本書押印の印鑑登録証明書

(宛先) 沼津市長

住所

氏名 ㊟

(名称・代表者名)

入札保証金提出書

次の現金を、市有財産売払い一般競争入札の入札保証金として提出します。
 なお、下記入札保証金は、当方が落札者となった場合には、その全額を契約保証金に充当のうえ、売買代金に充当願います。

¥ _____

物件番号	6 -
------	-----

入札保証金返還請求 落札とならなかったときその他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を次の口座に振り込んでください。 (郵便局は不可)		入札申込者の氏名					
		電話番号 () -					
振 込 先	金融機関名	銀行(金庫・組合) 支店					
	預金の種目	普通預金		当座預金		その他()	
	口座番号						
	口座名義人	(フリガナ)					


(注) 口座名義は、振込依頼人と同一のものであることが必要です。


共有名義で入札する場合の記載例

第2号様式

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 沼津市長

住所 **〇〇市△△町××番地**
持分 2 / 3 沼津太郎 

氏名 **〇〇市△△町××番地**
持分 1 / 3 沼津次郎 
(名称・代表者名)

実印で押印

入札保証金提出書

次の現金を、市有財産売払い一般競争入札の入札保証金として提出します。
 なお、下記入札保証金は、当方が落札者となった場合には、その全額を契約保証金に充当のうえ、売買代金に充当願います。

※6-4に申し込む場合

¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-

物件番号	6-4
------	-----

入札保証金返還請求 落札とならなかったときその他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を次の口座に振り込んでください。 (郵便局は不可)		入札申込者の氏名 沼津太郎 外〇名 <u>代表者の名前を記入し、その他の者の人数を外〇名として記入します</u> 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	
振 込 先	金融機関名	〇〇〇 銀行(金庫・組合) 〇〇〇 支店	
	預金の種目	普通預金 当座預金 その他()	
	口座番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	
口座名義人	(フリガナ) ヌマヅ 知由 沼津太郎		

(注) 口座名義は、振込依頼人と同一のものであることが必要です。

誓 約 書

私は、市有財産売却一般競争入札の参加にあたり、次の1・2のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約が偽りであり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てしません。

記

- 1 沼津市が行った入札に関し、次の①から④のいずれかに該当する事実があった日から2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ① 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ② 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ③ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ④ 上記①から③のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約等の相手方として不適当なものとして次に掲げる者
 - ① 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
 - ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を現に受けている、又は過去に受けたことがある団体又はその代表者、主催者若しくはその構成員

上記2においては、貴職において必要と判断した場合には、当方の個人情報静岡県警察本部に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類の請求をしたときは、当該請求に従うことを確約します。

年 月 日

(宛先) 沼 津 市 長

住 所

氏 名

(名称・代表者名)

印

誓 約 書

私は、市有財産売却一般競争入札の参加にあたり、次の1・2のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約が偽りであり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てしません。

記

- 1 沼津市が行った入札に関し、次の①から④のいずれかに該当する事実があった日から2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ① 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ② 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ③ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ④ 上記①から③のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約等の相手方として不適当なものとして次に掲げる者
 - ① 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
 - ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を現に受けている、又は過去に受けたことがある団体又はその代表者、主催者若しくはその構成員

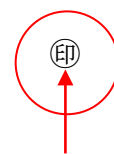
上記2においては、貴職において必要と判断した場合には、当方の個人情報を静岡県警察本部に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類の請求をしたときは、当該請求に従うことを確約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 沼 津 市 長

住 所 〇〇市△△町××番地

氏 名 沼 津 太 郎
(名称・代表者名)



実印

(第4号様式)

物件6-用

取扱店へ
のお願い

市有財産一般競争入札保証金

振込依頼書(兼入金伝票)

科目

依頼日	令和 年 月 日		電信扱	手数料				
振込先 金融機関	スルガ銀行 本店営業部			金額	十億	百万	千	円
預金 種目	別段	口座 番号	103101					
受取人	口座名	(フリガナ) ヌマヅシカイケイカンリシャ		内訳	現金			
		(漢字) 沼津市会計管理者						
依頼人	振込 依頼 番号	項目名	物件番号	備考				
		ニユウサツホシヨウキン	6-					
	個人名 又は 法人名	(フリガナ) (6-)						
	〒 - (電話) - -			収納印または振替印				
住所								

(第4号様式)

物件6-用

注 意

市有財産一般競争入札保証金

保管金受入手続添付書

沼津市(資産活用課)提出用

○この保管金受入手続添付書は、入札保証金振込証明書に添付して、沼津市資産活用課に提出してください。

依頼日	令和 年 月 日		電信扱	手数料				
振込先 金融機関	スルガ銀行 本店営業部			金額	十億	百万	千	円
預金種目	別段	口座番号	103101					
受取人	口座名	(フリガナ) ヌマヅシカイケイカンリシャ		内訳	現金			
		(漢字) 沼津市会計管理者						
依頼人	振込依頼番号	項目名	物件番号	備考	※領収印のないものは、無効です。			
	個人名又は法人名	ニユウサツホシヨウキン	6-					
	住所	(フリガナ) (6-)						
		〒 - (電話) - -						

(依頼人より沼津市[資産活用課]へ提出)

(第4号様式)

物件6-用

注意

市有財産一般競争入札保証金

振込金(兼手数料)受取書

依頼人保管用

○がやむをえない事由による通信機器、回線の障害によって振込みが遅延することがあっても責任は負いません。

依頼日	令和 年 月 日		電信扱		手数料						
振込先 金融機関	スルガ銀行 本店営業部				金額	十億	百万	千	円		
預金種目	別段	口座番号	103101								
受取人	(フリガナ) ヌマツシカイケイカンリシャ				内訳	現金					
	(漢字) 沼津市会計管理者										
依頼人	振込依頼番号	項目名 ニユウサツホンヨウキン		物件番号 6-	備考						
	個人名 又は 法人名	(フリガナ) (6-)				取扱店領収印					
	住所	〒 - (電話) - -									

収入
印紙

(第4号様式)

物件6-4用

(記載例)

取扱店へ
のお願い

市有財産一般競争入札保証金

振込依頼書(兼入金伝票)

科目

依頼日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			電信扱	手数料						
振込先 金融機関	スルガ銀行 本店営業部			金額	十億	百万	千	円			
預金 種目	別段	口座 番号	103101		¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇
受取人	口座名 (フリガナ)	ヌマヅシカイケイカンリシャ			内 訳	現金					
	口座名 (漢字)	沼津市会計管理者									
依頼人	振込 依頼 番号	項目名	物件番号	備考	取扱店領収印	※ 依頼人名は、物件番号+氏名と してください。 氏名は、入札者名と同一のもので ある必要があります。 また、入札者が複数の場合は代表 者を1名のみ、記載してください。	収入 印紙				
	個人名 又は 法人名	(フリガナ) ヌマヅシカイケイカンリシャ	6-4								
	住所	(漢字) 沼津太郎	〒〇〇〇-〇〇〇〇 (電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇								

令和 年 月 日

(宛先) 沼津市長

入札者 住 所

氏 名 (名称・代表者名) ⑩

代理人 住 所

氏 名 ⑩

入札書(一般競争入札)

市有財産の一般競争入札による売払いに関する募集要領及び契約内容を承諾のうえ、下記の金額で買受けたいので申込みます。

物件番号	物件の所在							種類			
6-											
入 札 価 額	十億	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	

- (注) 1 住所及び氏名又は名称は、住民票又は登記事項証明書のとおりに記載してください。
- 2 代理人によって入札する場合は、本人の住所、氏名等のほか、代理人の住所、氏名等を記載し、代理人の印のみ押してください。
- 3 代理人によって入札する場合は、代理人への委任状も必要です。
- 4 入札価額は、算用数字ではっきりと記載してください。また、数字の前には必ず「¥」マークを記載してください。
入札価額を書き損じたときは、新たな入札書で書き直してください。
- 5 一度提出した入札書の変更又は取消はできません。

記載例（個人用）

第5号様式

令和 年 月 日

(宛先) 沼津市長

記載の仕方

入札者 住所	
氏名 (名称・代表者名)	(印)
代理人 住所	
氏名	(印)

入札書（一般競争入札）

市有財産の一般競争入札による売払いに関する募集要領及び契約内容を承諾のうえ、下記の金額で買受けたいので申込みます。

※6-4に申し込む場合

物件番号	物件の所在	種類																				
6-4	沼津市本田町197番22	土地																				
入札価額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>十億</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>円</td> </tr> <tr> <td>¥</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table>	十億	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
十億	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円													
¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○													

- (注) 1 住所及び氏名又は名称は、住民票又は登記事項証明書のとおりに記載してください。
- 2 代理人によって入札する場合は、本人の住所、氏名等のほか、代理人の住所、氏名等を記載し、代理人の印のみ押してください。
- 3 代理人によって入札する場合は、代理人への委任状も必要です。
- 4 入札価額は、算用数字ではっきりと記載してください。また、数字の前には必ず「¥」マークを記載してください。
入札価額を書き損じたときは、新たな入札書で書き直してください。
- 5 一度提出した入札書の変更又は取消はできません。

・氏名欄の記載要領（個人）

単名で入札する場合

・本人

入札者	住所	〇〇市△△町□丁目××番地	
	氏名	沼津太郎	(印)
代理人	住所		↑
	氏名		実印

・代理人

入札者	住所	〇〇市△△町□丁目××番地	
	氏名	沼津太郎	印
代理人	住所	〇〇市△△町□丁目××番地	
	氏名	沼津次郎	(印)
			↑ 代理人の印（委任状と同じもの）

共有名義で入札する場合

・本人

※持分割合を必ず明記してください

入札者	住所	△△市□□町○丁目××番地	
		持分2/3 沼津次郎	(印)
	氏名	□□市××町○丁目△△番地	
		持分1/3 沼津三郎	(印)
代理人	住所		↑
	氏名		実印

・共有名義の1人が代理人

※持分割合を必ず明記してください

入札者	住所	〇〇市△△町□丁目××番地	
		持分1/2 沼津太郎	(印)
	氏名	△△市□□町○丁目××番地	
		持分1/2 沼津次郎	印
代理人	住所	〇〇市△△町□丁目××番地	
	氏名	持分1/2 沼津太郎	(印)
			↑ 実印

記載例（法人用）

第5号様式

令和 年 月 日

(宛先) 沼津市長

記載の仕方

入札者 住所	
氏名 (名称・代表者名)	(印)
代理人 住所	
氏名	(印)

・氏名欄の記載要領（法人）

単名で入札する場合

・本人

入札者 住所 ○○市△△町□丁目××番地
沼津株式会社
氏名 代表取締役 沼津太郎 (印)
代理人 住所 (印)
氏名 代表者印

・代理人

入札者 住所 ○○市△△町□丁目××番地
沼津株式会社
氏名 代表取締役 沼津太郎 印
代理人 住所 ○○市△△町□丁目××番地
氏名 沼津次郎 (印)
代理人の印（委任状と同じもの）

入札書（一般競争入札）

市有財産の一般競争入札による売払いに関する募集要領及び契約内容を承諾のうえ、下記の金額で買受けたいので申込みます。

※6-4に申し込む場合

物件番号	物件の所在	種類																													
6-4	沼津市本田町197番22	土地																													
入札価額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">十億</td> <td style="width: 5%;">億</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">拾</td> <td style="width: 5%;">万</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">拾</td> <td style="width: 5%;">円</td> </tr> <tr> <td>¥</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>											十億	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○
十億	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円																						
¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						

(注) 1 住所及び氏名又は名称は、住民票又は登記事項証明書のとおりに記載してください。

2 代理人によって入札する場合は、本人の住所、氏名等のほか、代理人の住所、氏名等を記載し、代理人の印のみ押してください。

3 代理人によって入札する場合は、代理人への委任状も必要です。

4 入札価額は、算用数字ではっきりと記載してください。また、数字の前には必ず「¥」マークを記載してください。

入札価額を書き損じたときは、新たな入札書で書き直してください。

5 一度提出した入札書の変更又は取消はできません。

共有名義で入札する場合

・本人

※持分割合を必ず明記してください

入札者 住所 △△市□□町○丁目××番地
持分2/3 沼津株式会社
代表取締役 沼津次郎 (印)
氏名 □□市××町○丁目△△番地
持分1/3 東海株式会社
代表取締役 東海一郎 (印)
代理人 住所 (印)
代表者印

第6号様式

令和 年 月 日

(宛先) 沼津市長

住所

氏名 ⑩
(名称・代表者名)

入札保証金振込証明書

次のとおり、市有財産売却一般競争入札保証金として納付しました。

¥ _____

物件番号	6 -
------	-----

金融機関の証明書(保管金受入手続添付書)貼付箇所

入札保証金を沼津市会計管理者の預金口座に振込んだ旨の証明として、振込を依頼した金融機関から交付を受けた「保管金受入手続添付書」(本書)を、この枠内に左上をそろえて貼り付けて提出してください。貼り付けるときは剥がれないようしっかり貼ってください。

共有名義で入札する場合の記載例

第6号様式

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 沼津市長

住所 〇〇市△△町××番地
持分2/3 沼津太郎 (印)
氏名 〇〇市△△町××番地
持分1/3 沼津次郎 (印)
(名称・代表者名)

実印で押印

入札保証金振込証明書

次のとおり、市有財産売払一般競争入札保証金として納付しました。

※6-4に申し込む場合

¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-

物件番号	6-4
------	-----

金融機関の証明書(保管金受入手続添付書)貼付箇所

入札保証金を沼津市会計管理者の預金口座に振込んだ旨の証明として、振込を依頼した金融機関から交付を受けた「保管金受入手続添付書」(本書)を、この枠内に左上をそろえて貼り付けて提出してください。貼り付けるときは剥がれないようしっかり貼ってください。

委任状

代理人 住 所

氏 名

⑩

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の市有財産売払一般競争入札に関する一切の権限

物件番号	物件の所在	種類
6-		

令和 年 月 日

委 任 者

住 所

氏 名

(名称・代表者名)

⑩

電話番号 () -

(注) 委任者の印鑑登録証明書を添付すること。

委任状の記載例

第7号様式

委任状

代理人 住所 ○○市△△町□丁目××番地

氏名 沼津 太郎

印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の市有財産売払一般競争入札に関する一切の権限

※6-4に申し込む場合

物件番号	物件の所在	種類
6-4	沼津市本田町197番22	土地

令和○○年○○月○○日

委任者
住所
氏名
職業
電話番号 (○○○) ○○○-○○○○

委任欄の
記載の仕方

・ 委任者欄の記載要領

代理人（個人）による入札の場合

委任者 住所 △△市□□町○丁目××番地
氏名 沼津 次郎
職業 会社員

印

実印

代理人（法人）による入札の場合

委任者 住所 □□市××町○丁目△△番地
氏名 沼津株式会社
代表取締役 沼津 三郎

印

実印

代理人（共有）による入札の場合

委任者 住所 △△市□□町○丁目××番地
氏名 持分2/3 沼津次郎
職業 会社員
委任者 住所 □□市××町○丁目△△番地
氏名 持分1/3 沼津三郎
職業 会社員

印

印

実印

(注) 委任者の印鑑登録証明書を添付すること。

○入札書提出用封筒のつくりかた

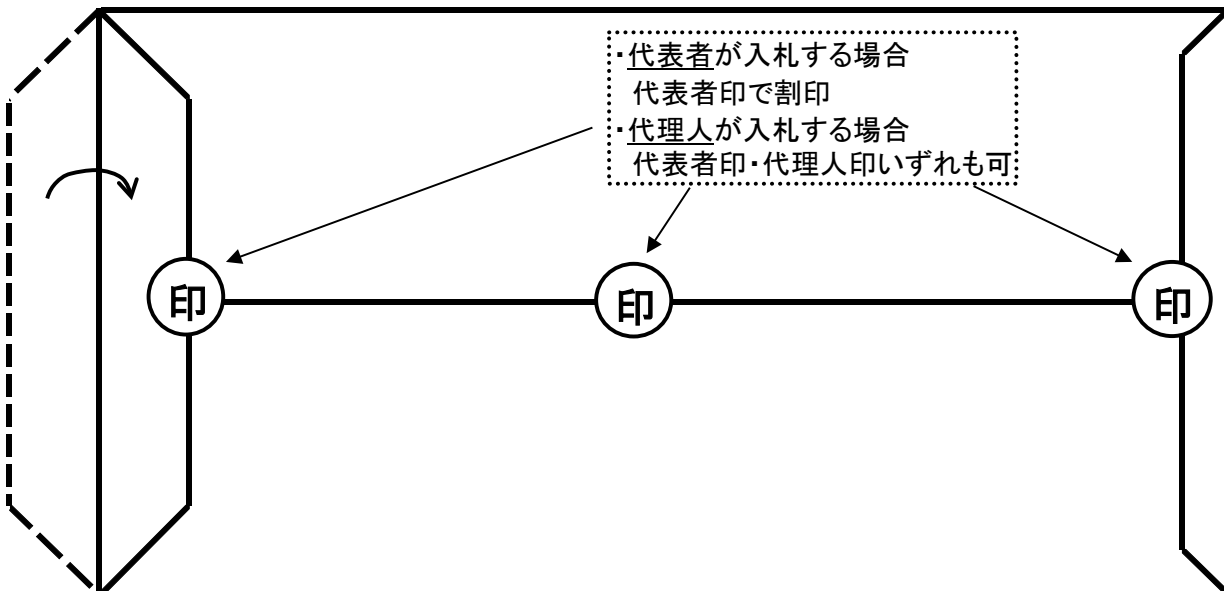
封筒(長3 120×235mm相当)

(表)

入 札 書	
(宛先) 沼 津 市 長	
番 号	物件番号 6 - ●
入 札 名	市有財産売払一般競争入札
令和 △△ 年 △△ 月 △△ 日	
住所又は所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇
商号又は名称	△△△△(株)
代表者職氏名	代表取締役 ×× ×× (印)
受任者氏名	□□ □□ (印)

代理人が提出する場合に記入する

(裏)



※封筒の表に押印する必要はありません。

※委任状は、封筒に入れないで入札書と一緒に提出すること。

土地売買契約書(案)

土地の売買について、沼津市（以下「甲」という。）と [※落札者]（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義・誠実をもってこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「当該土地」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

土地の所在

登記地目

登記地積

（売買代金の額）

第3条 当該土地の売買代金は、金 [※落札金額] 円とする。

（売買代金の納付方法、納期限等）

第4条 乙は、前条に規定する売買代金（納入済みの契約保証金がある場合であって、当該契約保証金を売買代金に充当するときは、当該充当後の残額）を、甲が指定する納付書により、この契約の締結の日から30日以内に甲の指定する場所に納付しなければならない。

（所有権の移転及び土地の引渡し）

第5条 当該土地の所有権は、乙が前条の規定による売買代金の納付を完了したときに甲から乙に移転するものとする。

2 当該土地の引渡しは現況有姿によるものとし、前項の規定による所有権の移転と同時に乙に対する当該土地の引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記）

第6条 当該土地に係る所有権移転登記の手続きは、第4条の規定による売買代金の納付後、乙の請求により甲が行なうものとする。

（公租公課）

第7条 所有権移転登記完了後における当該土地の公租公課その他の一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

（売買費用）

第8条 この契約の締結に際し必要な費用、第6条の規定による所有権移転登記の手続きに要する不動産登録免許税等の費用その他この契約の履行に関し必要な一切の費用は、乙の負担とする。

（用途の制限）

第9条 次の各号に掲げる用途に供してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者並びにその他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する事務所又はその他これらに類するものの用途

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業及びこれらの業の利便を図るための用途
（危険負担）

第10条 この契約の締結から第5条の規定による当該土地の引渡しまでの間において、当該土地が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は毀損したときは、乙は甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することはできない。

（契約不適合責任）

第11条 この契約の締結後、乙は、甲に対し、引渡しを受けた本売買物件について、契約の内容に適合しないこと（地中埋設物、地質、土壤汚染等を含むがこれらに限らない。）を理由とする履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。

（契約解除等）

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除できる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、当該土地を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還しなければならない。この場合において、乙は、甲の指定する期日までに、当該土地の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

（合意管轄）

第14条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第15条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、甲及び乙の双方が協議して処理するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

（甲）沼津市御幸町16番1号

沼津市長 頼重秀一 ㊟

（乙）住所

氏名 ㊟